

会津若松市つながりづくりポイント事業業務委託

	質問の内容	回答
1	<p>新型コロナウイルス感染症による事業展開について 新型コロナウイルス感染症の影響により事業が停滞することも考えられるが、目標となる数値とかは出てくるのか。また、目標があった場合、実績がそれとかけ離れた場合の対応は。</p>	<p>仕様書において協力店店数を定めている以外には成果の目標値は示していません。実績がかけ離れた場合については、その理由を示していただいた上で、対応を検討します。</p>
2	<p>業務に係る委託料等の支払い方法について 「業務終了後精算を行う」としているが、精算対象となる経費・科目は先行利用券だけか、事務費も含むのか。</p>	<p>委託料すべてが精算対象となります。</p>
3	<p>業務に係る委託料等について 仕様書において、事務局員（専任常勤1名分・臨時職員相当）とあるが、事業を進めるには管理監督職、正職員臨時職員2名程度の対応も必要を考える。そのため事務局員として計上した以外は、事務執行経費として計上する考えがあるがよろしいか。</p>	<p>発注者が負担する人的対応に係る経費は事務局員（専任常勤1名分・臨時職員相当）のみであり、それ以外の計上は認めません。</p>
4	<p>利用券に関する租税等の取扱いについて 活動者が雑所得として申告するなど、税法上の手続きが必要になると思われるが税当局など監督官庁との調整は市の分野と考えるがどうか。</p>	<p>ボランティア活動により付与されたポイントを換金した場合の所得税の取扱いについては、東京国税局から考えが示されています。また、税の申告については、活動者本人が行うべきものと考えています。 【参照】 https://www.nta.go.jp/about/organization/tokyo/bunshokaito/shotoku/110307/01.htm</p>
5	<p>業務実施時期について 業務期間は令和4年3月31日、そして令和3年度中に令和4年度の準備を行うとなっているが、令和4年4月1日からの業務についてはどのように考えているのか。</p>	<p>別契約にて令和4年4月1日からの業務委託を行う考えです。</p>

6	<p>事業の周知・協力店の募集について 周知については書面 SNSの活用、協力店については公募としているが、個別訪問も想定しているものなのか。</p>	<p>個別訪問が周知や募集に効果的と考える場合は、実施していただいて構いません。</p>
7	<p>封筒の様式について 周知活動等に使用する封筒について、指定様式はあるのか。</p>	<p>指定様式はありませんが、送付物が適切に送付でき、本事業で使用しているものであることがわかるよう、表面に事業名や事務局等を明記してください。なお、発注者と協議しながら作成してください。</p>
8	<p>先行利用券の対象者について 名簿のほかに宛名シールなどで提供いただけるか。</p>	<p>宛名のデータは発注者から提供しますが、その他の必要経費については委託料の中で対応してください。</p>
9	<p>登録団体・協力店等について 年度切り替えが必要となるものなのか。</p>	<p>登録団体・協力店ともに、一度登録した後は、登録抹消がなければ継続されます。</p>
10	<p>物品等について ステッカーやのぼり等については、年度ごとや事業終了後引き上げるものなのか。</p>	<p>ステッカーやのぼり等の引き上げ（回収）は不要です。登録抹消となった際や事業終了の際は、協力店において処分していただくこととなりますので、配布時等に協力店にその旨をお知らせください。</p>